

御質問・御意見に対する回答（1回目）

案件(1) 令和元年度吹田市国民健康保険特別会計決算見込みについて

| | 御質問・御意見 | 回 答 |
|---|---|--|
| 1 | 資料1-5にあるように令和元年度決算時点で国民健康保険特別会計の累計赤字が解消されています。コロナ禍により状況が変化した可能性もありますが、令和2年度も単年度黒字である場合は、何か検討されていることはありますか？ | 今年度、来年度とも新型コロナウイルス感染症の影響がどのように表れてくるか、決算見込が予測困難な状況ですので、現在のところ特に検討している事業等はありません。 |
| 2 | 累積赤字の解消が予定より早く出来て良かったと思いますが、この傾向は今後も続きそうでしょうか。 | 平成30年度の広域化により単年度収支の均衡が図られており、大きな累積赤字を抱えることはないと思われます。 |
| 3 | 資料1-3被保険者の減少率が大きいので1人当りの保険給付費は増加しているとありますが、今後超高齢化が進み被保険者の増加と保険給付費はもっと増加するのではないのでしょうか。 | 75歳以上は後期高齢者医療に移行するため、国民健康保険被保険者数は減少する見込みですが、被保険者の高齢化は進み、一人当たり給付費は増加する可能性が高いと推測しています。 |
| 4 | 計画より2年度早く累積赤字が解消されたとの説明がありました。大変よいことと思いますが、どのような取組（要因）によるものでしょうか。 | 赤字解消計画の取組は、主に、保険料の収納率向上、及び、一般会計からの繰入によるものです。 加えて、保険給付費の支出が見込を下回ったことにより計画の進行が早まったと思われます。 |
| 5 | 収入において、保険料が予算額よりも上回っていることについて、要因として、現年分の一般医療と一般後期の収納率が上回ったとされているが、現年分の医療分・後期分・介護分および滞納繰越分の医療分・後期分・介護分のそれぞれ当初予算額と決算額の比較を示していただきたい。 | （別紙1）「令和元年度（2019年度）国民健康保険料当初予算額・決算額比較」のとおりです。 |

| | | |
|---|---|---|
| 6 | <p>平成31年度（2019年度）吹田市国民健康保険特別会計予算編成についての資料2のP3によると、「繰上充用金」については、医療分：475,940千円、支援金分：42,983千円、介護分：41,977千円と記され合計529,726千円となりますが、決算額では、602,481,787円となっています。この間の関係が全く理解できませんので、説明していただきたい。そして、赤字解消計画進捗状況資料1-5でも、532,000千円となっておりますが、それとの関係も併せて。</p> | <p>平成31年度予算編成についての資料2のp.3でお示ししている「繰上充用金」の額については、平成31年度当初予算額 532,000千円から、医療分と支援金分のそれぞれ退職被保険者等滞納繰越分を除いた金額として529,726千円となっています。</p> <p>令和元年度決算額602,481,787円については、平成30年度決算が確定した時点（令和元年5月末）で、平成30年度決算不足額を令和元年度予算から繰上充用したものです。当初予算額からの増額分70,482千円については、補正予算措置によるものです。</p> <p>赤字解消計画進捗状況資料1-5の532,000千円につきましては、【表1】の「M 実質単年度収支」の「R01(2019)」年度の532,000千円を繰上充用金として平成31年度当初予算措置しているものです。【表2】「M 実質単年度収支」の「H30(2018)」年度の▲603,000千円が、平成30年度決算不足額であり、令和元年度繰上充用金決算額となります。</p> |
| 7 | <p>資料1-5によると、累積赤字残額が黒字に転化し、2019年度で142百万円、2020年度では213百万円となっておりますが、このお金は何に使われるのですか。国保財政調整基金（現在は無いですね。）でも創設される予定ですか。それと、資料1-5に記載されている、②収納率向上（滞繰）・150百万円、⑤保険者努力支援交付金・71百万円、共に、2020年度以後でも、確保可能な金額ではないのか。このお金は、どこに消えて行くのですか。</p> | <p>資料1-5の黒字に転じた累積赤字額213百万円は令和元年度決算額を元にした見込額ですが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度、令和3年度の実際の決算額見込は予測困難な状況ですので、現在のところ特に検討している事業等はありません。</p> |

| 8 | <p>資料要求：賦課徴収状況で、2016年～2019年間の保険料の所得割・均等割・平等割の内訳を年度毎で教えて下さい。</p> | <p>年度別賦課割合</p> <p>医療分、後期支援金分 単位：%</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2016年度</th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>17.5</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>32.5</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>介護分 単位：%</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2016年度</th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>21</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>29</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> | | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 所得割 | 50 | 50 | 50 | 50 | 均等割 | 15 | 15 | 17.5 | 20 | 平等割 | 35 | 35 | 32.5 | 30 | | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 所得割 | 50 | 50 | 50 | 50 | 均等割 | 15 | 15 | 21 | 27 | 平等割 | 35 | 35 | 29 | 23 |
|-----|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|-----|----|----|----|----|-----|----|----|------|----|-----|----|----|------|----|--|--------|--------|--------|--------|-----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|
| | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所得割 | 50 | 50 | 50 | 50 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 均等割 | 15 | 15 | 17.5 | 20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平等割 | 35 | 35 | 32.5 | 30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所得割 | 50 | 50 | 50 | 50 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 均等割 | 15 | 15 | 21 | 27 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平等割 | 35 | 35 | 29 | 23 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | <p>会計決算額の歳出の 5. 保健事業費の特定健康診査等の受診者数が見込みを下回った理由を教えてください。</p> | <p>特定健康診査の受診率は微減傾向が続いておりますが、令和元年度は、年度末に新型コロナウイルス感染症の影響で受診者数が落ち込んだことが大きな原因です。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

案件(2) 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

| | 御質問・御意見 | 回 答 |
|---|--|--|
| 1 | 他の市町村も同様の対応をされていることを考えると妥当だと思います。5月より事業が開始されているようなので、現時点でコロナ関連での傷病手当金の利用状況がわかるのであれば、教えてください。 | 令和2年9月末現在の支給状況は、8件で、支給額は388,176円となっています。 |
| 2 | 今迄に支払われた手当金金額は、予算化されたもので間に合っているのでしょうか。 | 補正予算額は2,949,000円、9月末現在の執行額は388,176円となっています。 |
| 3 | 傷病手当金の支給について早急に対応、良かったと思います。 | — |
| 4 | 9月までの支給件数/支給額はどのようになっていますか。手続きで混乱はありませんか。(周知は十分になされたのでしょうか) | 令和2年9月末現在の支給状況は、8件で、支給額は388,176円となっています。 市報やホームページ等で周知を行っており、事業所や医療機関にも証明してもらう必要がありますので丁寧に説明を行うようにしています。 |
| 5 | 新型コロナの傷病手当は被用者のみを対象とされているが、自営業者など事業所得の被保険者にも適用した場合の必要予算を検討していただきたい。 | 今回の傷病手当金については、新型コロナウイルス感染症の国内での感染拡大をできる限り防止するため、労働者が感染した場合や、感染が疑われる場合に休みやすい環境を整備することを目的としたものであり、国による財政支援の対象は被用者のみとなっています。 従いまして、本市独自の対象の追加等は検討していません。 |

| | | |
|---|--|--|
| 6 | <p>新型コロナの傷病手当については被用者だけでなく、事業所得にも適用するよう検討していただきたい。財源については、新型コロナの地方創生臨時交付金の3次補正の活用を提案します。</p> | <p>今回の傷病手当金については、新型コロナウイルス感染症の国内での感染拡大をできる限り防止するため、労働者が感染した場合や、感染が疑われる場合に休みやすい環境を整備することを目的としたものであり、国による財政支援の対象は被用者のみとなっております。従いまして、本市独自の対象の追加等は検討していません。</p> |
| 7 | <p>(1) の条例現行・改正案対照表の現行の3が書かれている意味が分からないのですが。</p> | <p>傷病手当金については一時的な制度のため附則に定めていますが、現行の附則第2項以降については現在は不要となった規定であるため、整理し、改正しているものです。</p> |
| 8 | <p>濃厚接触者でありながら症状がなくPCR検査陰性で自宅待機の人 も該当するのでしょうか。</p> | <p>被保険者本人が感染または感染の疑いによる療養のため仕事を休み、給与等の支給を受けることが出来なかった方が対象となります。そのため、症状がなく、PCR検査の結果は陰性であるが濃厚接触者ではあるため自宅待機したという場合は対象外となります。</p> |

案件(3) 次期大阪府国民健康保険運営方針（素案）について

| | 御質問・御意見 | 回 答 |
|---|--|--|
| 1 | <p>近年大幅に保険料が上昇しており、これを抑えるために激変緩和処置の対象が変化するのは非常に喜ばしいことだと思います。ただしこの運営方針の変更に応じて、吹田市民の保険料額が変更されることが予想されます。現時点では吹田市民の保険料の賦課を決めるのは吹田市です。だからこそ吹田市の運営協議会等においてももう少し説明・議論・検討が行われる時間があっても良かったのではないかと思います。</p> | <p>今回は、協議会のご意見をお聴きする期間が短く、ご迷惑をおかけしました。 今後は、十分な説明が行えるよう努めてまいります。 また、大阪府に対し、議論には十分な期間を設け、制度の根幹にかかわる重要な事項を変更する場合には、ブロック会議ではなく府内すべての市町村の意見を反映できるよう、適正な行政手続を検討することを、意見として提出しました。（別紙2）</p> |
| 2 | <p>VII 医療者の適正化の取組の内適正服薬は私共薬剤師会と関わりが深い課題です。残薬問題を含め私共のアプローチのあり方について検討したいと思います。</p> | <p>—</p> |
| 3 | <p>本市の意見の内、多子世帯減免が強調されております。多子とは何人以上の事でしょうか。本市での一家庭の子供の数等の資料がありましたら、見せていただきたいと思います。（国保対象家庭と一般家庭）</p> | <p>18歳以下の被保険者が2人以上の世帯を想定しており、国保世帯の資料しかありませんが、平成31年3月末時点で、 世帯数 44,765 多子世帯数 1,757 多子世帯割合 3.92% となっています。</p> |
| 4 | <p>資料3-2 VII 適正服薬等推進を行ってほしい。在庫の薬を持ちながら必要以上の投薬を行わないよう確認の声かけをしてゆくのがのぞましいと考えます。</p> | <p>本市では、今年度から、大阪府国民健康保険団体連合会に委託し、重複服薬者への健康相談事業を行います。</p> |
| 5 | <p>資料3-2 IX 介護予防の取り組み、多くの仲間づくりをして予防につとめてもらいたい。</p> | <p>高齢者の保健事業と介護予防の取組を一体的に実施できるよう、関係部局と連携し取り組んでまいります。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| 6 | <p>運営方針に基づき実施してきた3年間の保険運営について、吹田市として検証した内容を示していただきたい。</p> | <p>本市では、賦課割合の変更の影響が大きく、多子世帯の保険料負担が増大しています。</p> <p>本市は当初より多子世帯に対する軽減、減免措置の創設を要望しておりましたが、未だ実現には至っておりません。引き続き、大阪府に対し、多子世帯に対する保険料軽減措置について要望してまいります。</p> <p>また、本市では、平成27年度（2015年度）に高額な薬剤の使用が認められた際に約8億円の医療給付費不足が生じたため、補正予算対応を行った経緯がありました。</p> <p>広域化により、このような場合、市町村の医療給付費に必要となる財源は、府が責任を持って支払うこととされており、医療給付費の増加による市町村国保の赤字は発生しない仕組みに変わったことで、安定的な財政運営が図られることは利点であると考えています。</p> |
| 7 | <p>P2の(2)基本認識の項で、「社会保険制度としての国民健康保険制度」と書かれているように、大阪府は「国民健康保険」を「社会保険」と認識している。吹田市国保課はどのように認識しておられるのかお聞きします。私は「国民健康保険は社会保障」として認識しているが。</p> | <p>社会保障制度の1つとして、社会保険制度があり、国民健康保険は、社会保険制度の1つであると認識しています。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 8 | <p>本市意見(1)に対する意見として、多子世帯減免を求める意見については同意する。強く求めて下さい。しかし、本来は国民健康保険料の保険料率や減免基準を定める賦課決定権は保険者である市町村にある以上、それを財政面から間接的に介入するこの運営方針に対して賛同するとの意見は認めがたい。反対の意見をあげていただきたい。</p> | <p>国民健康保険法第76条第1項により、保険料率の決定は市町村の権限ですが、一方で、同法第82条の2第8項において、「市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする。」とされています。</p> <p>本市としましても、制度の枠組みの中で、大阪府国民健康保険運営方針がより良いものとなり、標準保険料率が適正なものとなるよう、大阪府や府内市町村と協議を行っているところです。</p> |
| 9 | <p>本市意見(2)に対する意見として、国保制度の府内統一化が前提ではあるが、激変緩和期間の延長を強く求めていただきたい。</p> | <p>別紙のとおり、被保険者への影響を十分に分析・検証した上で、その延長の検討も含め慎重に対応することを意見として提出しました。</p> |
| 10 | <p>2.(2)4行目「こと。→こと、」の方が良いと思います。</p> | <p>別紙のとおり修正し、提出しました。</p> |
| 11 | <p>資料3-1の12行目の「想定外の保険料の上昇」とは、どのような事情なのでしょうか。</p> | <p>想定していたより、1人当たりの医療費が増加し、保険料が上昇しています。</p> |

御質問・御意見に対する回答（2回目）

案件(1) 令和元年度吹田市国民健康保険特別会計決算見込みについて

| | 御質問・御意見 | 回 答 |
|---|---|---|
| 1 | <p>案件（1）の質問7に対する回答ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で決算見込は予想困難である様ですが、現実黒字になった時は対策は考えるのですか。</p> | <p>新型コロナウイルス感染症の状況や、吹田市を含む大阪府の国民健康保険の財政状況等を考慮し、中長期的に対策を検討してまいります。</p> |
| 2 | <p>案件（1）の累積赤字の解消の箇所について、2011年度に44億2千7百万円あった累積赤字が、何度かの赤字解消計画の末に解消されたわけですが、誰が（被保険者、吹田市、もしくはこの間の国の拠出金の利用）いくら負担したのか明確にしていきたい。</p> <p>保険料での対応（これは被保険者に負担させるという意味ではないですか。）が2年間、収納率向上（滞繰）が9年間、過年度補助金精算額等が5年間、保険者努力支援交付金が2年間等、被保険者が相当額負担した結果であると、私は想像しています。「保険給付費の支出が見込を下回った」額があったのは何年度のことですか。</p> <p>複数年あればすべて。又、その額はいくらですか。</p> <p>以上より、この4の回答は承服しかねます。</p> | <p>累積赤字解消のための財源ですが、被保険者の負担に当たる保険料での対応（保険料の引上げ）により134百万円を、収納率の向上により974百万円を、市の負担（市民の税金）に当たる一般会計の繰入により2,744百万円を、過年度補助金精算を含む国府支出金により632百万円を投入した結果、令和元年度(2019年度)決算において、142百万円の黒字となりました。（資料1-5表2のG～K行を御参照ください。）</p> <p>保険給付費の支出が見込を上回ったのは平成27年度(2015年度)のみで、その他の年度は保険給付費の支出は当初予算額を下回っております。下回った額が特に多かったのは、平成23年度(2011年度)の1,162百万円、平成24年度(2012年度)の998百万円、平成25年度(2013年度)の854百万円です。</p> |

案件(2) 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

| | 御質問・御意見 | 回 答 |
|---|---|-----|
| 1 | <p>9月末までに8件支給されているとのこと。今後一層の周知の継続をお願いします。</p> | |